

医政発 0401 第 19 号
令和 8 年 4 月 1 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」等の一部改正について

所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号）の施行により、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が令和 8 年 3 月 31 日付けで改正されること等に伴い、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 4 号厚生労働省医政局長通知）及び「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」（令和 4 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 25 号厚生労働省医政局長通知）を別紙 1 及び別紙 2 のとおり改正し、同日より適用することとしたため、御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。